

豊中市小規模貯水槽現地調査
業務委託仕様書

令和 8 年 4 月
(2026 年)

豊中市上下水道局

1. 目的

本仕様書は、豊中市上下水道局（以下「発注者」という。）が、受託事業者（以下「受注者」という。）に委託する「豊中市上下水道局小規模貯水槽現地調査業務委託」に関する業務の範囲、内容等について定め、円滑なる委託業務（以下「業務」という。）の遂行を図ることを目的とする。

2. 業務概要

本業務は、小規模貯水槽の所有者または管理者（以下「お客さま」という。）に対し、郵送で小規模貯水槽現地調査に関する情報を個別周知するとともに、改めて電話等でお客さまへ小規模貯水槽現地調査について説明を行い、発注者から指示された内容に基づき、現地調査を実施後、調査結果の報告を行う。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月19日とする。

4. 入札参加資格

水道法第34条の2の規定に基づく簡易専用水道の定期の検査と同等の管理状況を確認するため、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた大阪府域を検査区域とする簡易専用水道検査機関であること。

5. 監督職員

仕様書に定める「監督職員」とは発注者が選任する職員をいう。

6. 業務の費用負担

本業務における費用は以下のとおりである。

- (1) 周知物に係る費用（印刷費、郵送代等含む）並びに、現地調査に係る費用は受注者が負担する。
- (2) 非常用給水栓ルート案内図の作製に係る費用は発注者、郵送、手渡しに係る費用は受注者が負担する。

7. 主な業務

(1) 発送準備・発送作業

- ① 発注者が貸与する対象者リストデータに基づき、発注者が貸与する周知物データ（資料1）を印刷し、お客さまへ郵送する。
- ② 発送時期は監督職員と協議の上、決定する。

(2) 電話等対応

- ① 小規模貯水槽現地調査に関する説明を十分に行い、現地物件の貯水槽清掃予定がある場合は考慮し、調査日の調整等を行う。

立会が不要なお客さまについては、FAXやメール等で貯水槽清掃報告書の提供を依頼する。（小規模貯水槽調査業務フロー図を参照）

② 周知物に関するお客さまからのお問い合わせに対して的確な説明を行う。

（３）小規模貯水槽現地調査

① 過去３年間の実績数量

本業務の現地調査率及び衛生管理啓発率は下表のとおりである。ただし、あくまでも参考資料として取り扱うものとし、下表の実施率を上回る場合であっても適正に業務を履行すること。

（ア）現地調査率

項目 / 年度	R 4	R 5	R 6
啓発対象件数（箇所）	342	358	334
調査実施件数（箇所）	338	352	322
実施率（％）	99	98	96

（イ）衛生管理啓発率

項目 / 年度	R 4	R 5	R 6
啓発対象件数（箇所）	342	358	334
適正な管理を啓発した件数（箇所）	342	358	334
啓発率（％）	100	100	100

② 調査内容

以下(ア)～(ク)の対応を行う。

(ア) 調査当日または事前に、貯水槽清掃報告書の提供を依頼する。

(イ) 現地調査時、貯水槽清掃報告書の内容確認、小規模貯水槽の外観の点検、水質検査等を行う。確認項目は以下の表の内容とする。

	調査事項	調査内容
1	水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障がない空間が確保されている。
		清潔で、ごみ、汚物等が置かれていない。
		水槽周辺にたまり水、湧水等がない。
2	水槽本体の状態	雨水等による汚染の恐れのある開口部や隙間がない。
		点検、清掃、修理などに支障がある形状ではない。
		亀裂し、又は漏水箇所がない。
		揚水管等が固定され、防水密閉されている。
3	水槽のオーバーフロー管、通気管、水抜管	オーバーフロー管、通気管の管端面からほこり等の有害なものが入らない。
		オーバーフロー管、通気管の防虫網が適切で正常である。
		オーバーフロー管、水抜管の排水口空間がとれている。

4	給水管等の状態	水を汚染する恐れのある設備の中を通貫していない。
		当該施設以外の配管設備と直接連結設備していない。
5	末端給水栓の水質調査	異常な臭気が認められない。
		異常な味が認められない。
		異常な色が認められない。
		色度が5度以下である。
		濁度が2度以下である。
		残留塩素が0.1mg/L以上検出されている。()mg/L
6	水槽の清掃及び点検	水槽の清掃及び点検を1年以内に実施している。 清掃及び点検の実施日 ()
7	非常用給水栓の状況	1. 有 2. 無 3. 不明

- (ウ) 調査写真帳の作成に必要な写真を撮影する。小規模貯水槽の周囲、本体、オーバーフロー管、通気管等に異常がある場合、該当箇所を撮影する。
- (エ) 残留塩素測定については、水道法施行規則第17条第3項の規定に基づき環境省が定める「遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年厚生労働省告示第318号）」別表第6(令4厚労告133・追加)の携帯型残留塩素計測定法を用いて行う。
- (オ) 調査当日、お客さまへ非常用給水栓の有無を確認する。設置されている場合は、設置状況が分かる写真を撮影したうえで、「非常用給水栓設置個所案内パネル」の掲示可否についてお客さまへ確認し、掲示が可能な場合は、監督職員へ「非常用給水栓設置個所案内パネル」を依頼する。作製した案内図は、受注者が手渡し又は郵送すること。
- (カ) 現地調査の際に立会が行われる場合、立会者に対して「小規模貯水槽水道の現地調査の結果について（お客さま控え）（資料2）」を渡し、調査結果をお伝えする。小規模貯水槽の異常や無届工事等により是正措置が必要な場合、お客さまへ是正内容をお伝えし、以後監督職員へ引き継ぐこと。
- (キ) 現地調査の際に立会が行われない場合、「小規模貯水槽水道の現地調査の結果について（お客さま控え）（資料2）」を郵送する。小規模貯水槽の異常や無届工事等により是正措置が必要な場合、架電にて、お客さまへ是正内容をお伝えし、以後監督職員へ引き継ぐ。
- (ク) 現地調査困難物件等で清掃報告書にて確認を行う場合においても、現地での水質検査を依頼すること。
- (ケ) 現地調査終了物件において、後日に清掃報告書の提出が行われ、調査結果の変更がある場合は「小規模貯水槽水道の現地調査の結果について（お客さま控え）（資料2）」を再度郵送し、以後監督職員へ引き継ぐこと。
- (コ) 直結式給水への切り替えについて、内容の説明を求められた場合は説明が出来るようにしておくこと。

(4) 報告書作成

現地調査後、調査内容を「小規模貯水槽水道の現地調査の結果について（資料3）」に記録し、業務月報（資料4）と併せて監督職員に提出する。

また、調査時に撮影した写真を基に調査写真帳を作成し、提出すること。なお、異常箇所については写真に状況説明のコメントを付けること。

8. 業務の履行について

- (1) 受注者は、業務を行う前に実施工程及び内容について、監督職員と十分な協議及び打合せを行うものとし、現場において円滑に点検作業を進められるようにすること。
- (2) 本業務の遂行のための連絡、確認等は、原則として監督職員と受注者の業務責任者を通して行うこと。
- (3) 受注者は、現場作業等において、万一、緊急事態が発生した場合、速やかに監督職員に連絡するとともに、安全対策等に万全を期すこと。
- (4) 受注者は、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から31日並びに1月2日、3日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分の間に業務を実施すること。

9. 業務体制

(1) 人員配置

業務に必要な知識・経験を有する人材を適切に配置し、各業務の従事者が密接な連携を図りながら業務が遂行できる体制とする。

(2) 業務責任者及び業務従事者

① 業務責任者

- ア. 受注者は、本業務の業務責任者を選任し、契約締結後、遅滞なく「業務責任者届（様式1）」を発注者に提出すること。また前任者を解任し、新たな業務責任者を選任したときも同様とすること。選任した業務責任者の指名及び緊急連絡先は、業務計画書（様式2）に記載すること。
- イ. 業務責任者が、給水装置工事主任技術者である場合は、給水装置工事主任技術者証の免状の写しを添付すること。
- ウ. 業務責任者はすべての業務従事者を取りまとめ、監督職員と連携ができ、業務全般の指揮監督が行える能力を有すること。
- エ. 業務責任者は業務従事者に対し、お客さまから寄せられる相談に対して的確な説明ができるよう指導、教育を実施する他、困難な事象には自らが応答するなど適切に対応できる能力を有すること。

② 業務従事者

- ア. 受注者は本業務の業務従事者を選任し、契約締結後、遅滞なく「業務従事者届（様式3）」を発注者に提出すること。また前任者を解任し、新たな業務従事者を雇用したときも同様とすること。選任した業務従事者の指名及び緊急連絡先は、業務計画書（様式2）に記載すること。

イ、受注者は、業務量に応じ適切な人数の従事者を確保し、欠員等の事態に対応できること。

(3) 業務従事者証

ア、受注者は、契約後に「業務従事者証発行願（様式 4）」を提出し、上下水道局から業務従事者証の交付を受け、業務従事者が作業を行うときは常に携帯させること。

また、お客さま等からの請求があった場合は、これを提示すること。

イ、受注者は、前項の業務従事者の業務従事者証の保管に注意するとともに、他人に貸与若しくは譲渡してはならない。なお、亡失又は破損した場合は、直ちに担当者へ報告し、その取扱いについて協議すること。

ウ、受注者は、業務従事者証に訂正を要する事由が生じた場合は、直ちに監督職員へ届け出て、業務従事者証発行願により再発行を請求すること。ただし、再発行する業務従事者証は、交付済の業務従事者証と引き替えに交付するものとする。

エ、業務従事者証は、この業務作業時のみ有効で、有効期間は契約期間とし、契約期間終了後は、発注者に速やかに返還すること。

(4) お客さま対応時における留意事項

すべての業務従事者は、給水装置・給水設備・小規模貯水槽がお客さまの財産であることを認識し、お客さまが判断すべき内容に関して、強引、あるいは誘導的な手法によりお客さまの判断を故意に導くなど、お客さまに不信感を与えたり不利益となるような行為は厳に慎むこと。

(5)トラブル及び紛争時の対応

① お客さま対応

業務履行にあたり、お客さまや第三者との間にトラブルや紛争が生じた場合は、発注者に責がある場合を除き、受注者の負担により、迅速に解決すること。

この場合における「受注者の負担」とは費用負担だけでなく、謝罪や話し合い、受注者名義の文書作成等を適宜行うことをいう。また、必要に応じ、お客さま指定場所での面談等も行い、本業務受注者として誠意のある対応を行うこと。

② 報告

上記①の対応には、その都度業務委託協議等（録）により監督職員に報告し、必要に応じ任意の書式での報告を行うこと。

また、発生原因を分析し、徹底した再発防止策を講じたうえ、監督職員へ業務委託協議等（録）及び必要に応じて任意の書式での報告を行うこと。

(6) 業務体制の変更

発注者は必要に応じて、業務体制の変更を受注者と協議することができる。

11. 履行確認

(1) 定期確認

毎月の当初において、業務の円滑な遂行を図ることを目的として、定例打合せを実施する。

(2) 不定期確認

監督職員は、受注者の作業場所を現地訪問し、業務の履行状況や、業務従事者の作業状況を不定期に確認することができる。

12. 業務計画書

業務計画書には、作業工程や履行方法、緊急時連絡体制等について明確に記載すること。

13. 人権啓発研修

受注者は、基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、「人権研修」実施状況報告書（様式5）」を発注者に提出すること。

14. 一括委託または一括下請けの禁止

受注者は、業務の全部または一部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

15. その他

- （1）業務遂行に際しては、関連する各種法令・条例・規則等を遵守すること。
- （2）受注者は業務履行以外の目的で当該施設を不適切に利用してはならない。
- （3）ここに定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定める。

16. 提出書類

業務においては、次の書類を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

（1）	業務責任者届（様式1）	1部	契約手続き完了後早急
（2）	業務計画書（様式2）	1部	着手前
（3）	業務従事者届（様式3）	1部	契約手続き完了後早急
（4）	業務従事者証発行願（様式4）	1部	契約手続き完了後早急
（5）	人権研修実施状況報告書（様式5）	1部	研修後速やかに
（6）	業務従事者変更届（様式6）	1部	変更後速やかに
（7）	着手届（様式7）	1部	契約手続き完了後早急
（8）	完了届（様式8）	1部	業務完了後遅滞なく
（9）	請求書	1部	業務完了後遅滞なく
（10）	業務報告書（成果品）	1部	業務完了後遅滞なく
（11）	その他「発注者」が必要とする書類		

(様式 1)

業務責任者届

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

下記のとおり業務責任者を定めたので届けます。

記

委託業務の名称						
業務責任者氏名		生年月日		年 月 日		
所属部課名						
資格	名 称		登録等番号		取得年月日	
職歴	年 月 日 入社					
	年 月 日 入社、現在に至る					
業務経歴	職 務 名 称		契約金額	発注者	担当期間	従事役職

(様式2)

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

受注者

業 務 計 画 書

令和8年度豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託に係る施工計画書について、豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託仕様書に基づき、下記のとおり提出します。

記

	項 目	内 容
1		
2		
3		
4		
5		

(様式 3)

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

受注者

業務従事者届

下記の者が業務に従事しますので、豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託仕様書の規定に基づき届けます。

記

[illegible]

(様式 4)

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

受注者

業務従事者証発行願

下記の業務における業務従事者証の発行について、豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託仕様書の規定に基づき申し出ます。

記

1. 委託業務の名称
2. 委託場所
3. 委託期間
4. 業務従事者

[illegible]

(様式5)

令和 年 月 日

「人権研修」実施状況報告書

豊中市上下水道事業管理者 様

受注者

人権研修の実施状況について、以下のとおり報告します。

実施月日			実施時間	
実施場所			参加者数	
研修分野	ア 人権基本方針	イ 同和	ウ 男女共同参画	エ 外国人
	オ 障害者	カ 高齢者	キ 子ども	ク その他
研修手法	A 討議&ワーク 等参加型	B 講義	C 視聴覚	D 施設見学・視察
研修内容				

(様式6)

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

受注者

業 務 従 事 者 変 更 届

令和 年 月 日付で下記のとおり業務従事者を変更しますので、豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託仕様書の規定に基づき届けます。

記

1. 変更前

氏 名	住 所

2. 変更後

氏 名	住 所

(様式7)

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

受注者

着 手 届

下記のとおり委託業務に着手しますので、豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託仕様書の規定に基づき届けます。

記	
項 目	内 容
業務委託の名称	
着手年月日	

(様式8)

令和 年 月 日

豊中市上下水道事業管理者 宛

受注者

完 了 届

下記のとおり委託業務が完了しましたので、豊中市小規模貯水槽現地調査業務委託仕様書の規定に基づき届けます。

記

項 目	内 容
業務委託の名称	
完了年月日	

資 料 集

- [資料 1] 現地調査のお知らせハガキ
- [資料 2] 小規模貯水槽水道の現地調査の結果について（お客さま控え）
- [資料 3] 小規模貯水槽水道の現地調査の結果について（上下水道局控え）
- [資料 4] 小規模貯水槽水道現地調査月報
- [資料 5] 非常用給水栓案内リーフレット（啓発資料）
- [資料 6] 直結式給水への切り替え促進パンフレット（啓発資料）
- [資料 7] 貯水槽の管理パンフレット（豊中市発行）（啓発資料）

小規模貯水槽水道の現地調査のお知らせ

豊中市上下水道局では、市内の小規模貯水槽水道の管理状況に関する現地調査(無料)を行っております。あなた様が所有または管理される下記の建物が対象です。

物件名「〇〇〇〇〇〇〇」

住所〇〇〇〇〇〇〇

訪問期間

令和〇年〇月〇日～〇月〇日の間

ただし、土、日、祝日をのぞきます。

豊中市上下水道局が現地調査を委託した業者が担当します。この案内が到着後、日程調整させていただいて、調査員が訪問いたしますので、ご協力をお願いします。

なお、当日は『1年以内の貯水槽の清掃報告書』をご用意下さい。

★問い合わせ先 委託業者

業者名 〇〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇－〇〇

連絡先 000-000-0000

担当者 〇〇、〇〇

ハガキサイズ

※調査員は、上下水道局発行の業務従事者証及び受託者発行の身分証明書を所持させております。

[参考]「給水条例」により、貯水槽水道の管理は設置者が自らの責任において行わなければなりません。

(1)管理基準

- ① 水槽の掃除…定期1年以内に1回実施
- ② 水槽の点検等の実施…水の汚染の防止措置
- ③ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により水に異常を認めたとき…水質検査の実施
- ④ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき直ちに給水を停止し利用者に説明、保健所等に連絡

(2)管理の状況に関する検査

①水質検査

- ア. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味の検査 7日以内ごとに1回
- イ. 残留塩素の有無の検査 1年以内ごとに1回

②施設の点検

- 水槽、ポンプの点検等 7日以内ごとに1回

発注者

豊中市上下水道局お客さまセンター給排水サービス課

連絡先 06-6858-2961

(資料 2)

(お客さま控)

令和 () 年 月 日

水栓番号	
貯水槽水道の設置者	
建築物の所在地	
建築物の名称	

豊中市上下水道局

小規模貯水槽水道の現地調査の結果について

このたびは、小規模貯水槽水道の現地調査にご協力いただき、ありがとうございます。確認調査した内容は、次のとおりです。

調査年月日						
管理 形態	自主管理 ☐ 常駐 ☐ 非常駐		担当者 電話			
	委託管理 ☐ 常駐 ☐ 非常駐		委託先住所 氏名 電話			
施設及びその管理の状態に関する調査 (外部のみ確認できるものの調査)	番号	調査事項	結果	調査内容 (注：結果的には○か×、確認できない場合は斜線を記載。×がある場合は指導が「要」となる。)	指導の 要否	
	1	水槽周囲の状態		点検、清掃、修理等に支障がない空間が確保されている。	要・不要	
				清潔で、ごみ、汚物が置かれていない。		
				水槽周辺にたまり水、湧水等がない。		
	2	水槽本体の状態		※雨水等による汚染の恐れのある開口部や隙間がない。	要・不要	
				点検、清掃、修理などに支障がある形状でない。		
				亀裂し、又は漏水箇所がない。		
				揚水管等が固定され、防水密閉されている。		
	3	水槽のオーバー フロー管、通気 管、水抜管		※オーバーフロー管、通気管の管端面からほこり等の有害なものが入らない。	要・不要	
				オーバーフロー管、通気管の防虫網が適切で正常である。		
				オーバーフロー管、水抜管の排水口空間がとれている。		
	4	給水管の状態		※水を汚染する恐れのある設備の中を貫通していない。	要・不要	
				※当該施設以外の配管設備と直接連結設備していない。		
	水質調査	5	末端給水栓の水 質調査		※異常な臭気が認められない。	要・不要
					※異常な味が認められない。	
					※異常な色が認められない。	
				※色度が 5 度以下である。		
				※濁度が 2 度以下である。		
				※残留塩素が 0.1mg/L 以上検出されている。() mg/L		
確認事項	6	水槽の清掃及び 点検		水槽及び点検を 1 年以内に実施している。 清掃及び点検の実施日 ()	要・不要	
確認調査結果			A. 良好です。 B. おおむね良好ですが、施設及びその管理の状態に関する調査結果に×のある項目について改善が必要です。 C. 水質調査結果に×のある事項については、速やかに改善が必要です。 ※施設の管理状況に関する調査で指導が必要な場合はB、水質調査で指導が必要な場合はC判定になります。 ※水槽内部及び水槽上部等確認調査を行ってない項目があります。小規模貯水槽水道（受水槽）の管理は、条例に基づいて、適切に管理して下さい。			
改善事項	1. 水槽の外観調査 (1～4)					
	2. 末端給水栓に おける水質調査 (5)					
	3. 水槽の清掃等 管理状況 (6)					
	4. その他指示事項					
非常用給水栓の状況			1. 有 2. 無 3. 不明			
調査員						

この調査は、小規模貯水槽水道の管理状況の確認調査を行うもので、法令に基づく検査を行うものではありません。

(資料3)

(上下水道局控)

令和 () 年 月 日

水栓番号	
貯水槽水道の設置者	
	様
建築物の所在地	
建築物の名称	

豊中市上下水道局

小規模貯水槽水道の現地調査の結果について

このたびは、小規模貯水槽水道の現地調査にご協力いただき、ありがとうございます。
調査結果は、次のとおりです。

調査年月日		時頃	
管理 形態	自主管理 ☐ 常駐 ☐ 非常駐	担当者	電話
	委託管理 ☐ 常駐 ☐ 非常駐	委託先住所 氏名	電話
調査結果		A. 良好です。 B. 概ね良好ですが、改善事項及び別紙調査票の□にチェックのある項目について改善が必要です。 C. 別紙調査票の□※にチェックのある事項については、速やかに改善が必要です。 残留塩素測定値 mg/ℓ (蛇口なし・水槽清掃中)	
改善 事項	1. 管理状況 (聞き取り調査)	☐ 水槽を年1回清掃して下さい ☐ 施設の点検を7日に1回実施して下さい。 ☐ 水質調査(色、濁り、臭い、味)を7日に1回実施して下さい。 ☐ 残留塩素の測定を年1回実施して下さい。 ☐ その他 ()	水槽の清掃実施日 年 月 日
	2. 末端給水栓における水質調査	☐ 水質調査により、受水槽の水位を下げて下さい。 ☐ その他 ()	
	3. 水槽等の外観調査	☐ 受水槽の改良(水槽の取換え・地上式に変更・) ☐ マンホールの改良 ☐ マンホールの施錠 ☐ オーバーフロー管の改良 ☐ 防虫網の取付け ☐ その他 ()	
	4. その他指示事項	☐ ()	
調査員			

〇〇〇〇年〇〇月分

小規模貯水槽水道現地調査月報

[illegible]

貯水槽を適切に管理しましょう!

ビルやマンションなどでは、水道水を受水槽に貯留した後に利用者に供給する貯水槽水道が広く使用されています。貯水槽水道を有する建物の設置者や管理者は、受水槽以降の設備・水質を管理する必要があります。貯水槽の維持管理を適切に行い、飲み水の安全を守りましょう。

貯水槽水道の仕組みと管理区分



小規模貯水槽水道とは、上下水道局から供給される水を受水槽に受け給水する方式(受水槽式給水)の水道のうち「受水槽の有効容量」が10m³以下のものをいいます。

※有効容量：水栓において適正に利用可能な容量をいいます。水の最も低い点と最も高い点との間に貯留されるものです。なお、受水槽の有効容量が10m³を超える施設は、無断で無断水道として、水道法で罰則規定が定められています。



小規模貯水槽水道設置者・管理者は次の

貯水槽の清掃

貯水槽の清掃は、毎年1回以上定期的に実施しましょう!

貯水槽の清掃には、専門的な知識、機器が必要です。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、知事に登録している「建築物飲料水貯水槽清掃業者」に依頼して実施しましょう。



(資料4)

貯水槽の点検

有害物質や汚水等による水の汚染を防ぐため、受水槽や高圧水栓等の点検を行い、不備があれば速やかに改善しましょう。

また、管理状況が適正であることを確認するため、水道法第34条の2第2項に規定される国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関(環境省ホームページ参照)の検査を受けましょう。



水質検査

定期的に水質をチェックしましょう!

水道の蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味に異常がないか、1週間ごとに1回以上確認しましょう。透明なガラスコップに蛇口の水を入れて、明るいうちで透かして見てみましょう。

また、残留塩素測定器を用いて塩素濃度についても確認しましょう。なお、給水栓から供給される水は、残留塩素濃度を0.1mg/L(結合残留塩素の場合は0.4mg/L)以上保持する必要があります。



「水が変かな?」と思ったら!

定期検査などで水質に異常が認められる時は給水を停止し、必要な項目について水質検査(臨時検査)を実施してください。

点に気を付けて管理に努めてください。

書類の保管

配管等の状況が把握できる図面、貯水槽の清掃記録(3年間分)、定期的な水質検査の記録(3年間分)などの書類を整理し、保管してください。



汚染や事故があった場合の措置

- ▶ 供給する水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を通知するとともに、保健所に連絡して必要な指示を受けてください。
- ▶ 水質検査の結果、水道法の水質基準を超える等の汚染が判明した場合は、保健所に連絡して指示を受けてください。

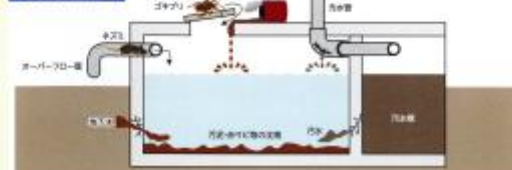


汚染事例を紹介します

受水槽方式による給水施設の維持管理を怠ったために次のような水質事故が発生しています。

- 受水槽と汚水栓が隣接していたり、受水槽が地下式のため、桶のヒビ割れ部分から汚水が流入した。(地下式の受水槽は特に注意してください。)
- 貯水槽を長期間清掃しなかったため、殺菌剤や汚泥が沈積し、赤水等が発生した。
- マンホールが閉じたままになっており、そこからネズミやゴキブリなどの害虫が侵入した。
- 受水槽の内部を汚水管などが通っていて、その継手部分や汚水管のヒビ割れ部分から汚水が流入した。
- 通気管やオーバーフロー管に防虫網がないため、ネズミや虫が侵入した。
- 貯水槽の容量に比べて水の使用量が極端に少なく、貯水槽に水が長く滞留し、水質が悪化した。

水質事故の原因



お知らせ

書中市では、小規模貯水槽水道等に関する管理責任や管理基準、水質検査等について、条例、要領を定めています。詳しくは市ホームページをご覧ください。以下の連絡先までお問合せください。

豊中市 小規模貯水槽

Q検索

- 豊中市水道事業給水条例: TEL:06-6858-2961
- 豊中市上下水道局排水サービス課: TEL:06-6858-2961
- 豊中市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領: TEL:06-6152-7321
- 豊中市保健所: TEL:06-6152-7321

水道の知識 災害時の水の確保について

災害時は、停電や水道管の破損により断水することがあります。日ごろから飲料水の備蓄や風呂水のため置きなどを心がけましょう。

また、停電でマンション等のポンプが止まり断水したときであっても、敷地内の非常用給水栓が使用できる場合がありますので、事前に非常用給水栓がある場所を確認しておくことも備えの1つです。



飲料水の備蓄のポイント

- 飲用水は、清潔でフタのできるポリ容器などに1人1日3リットル×3日分を目安に備蓄しましょう。
- ポリタンク内を水道水で十分に洗ったのち、容器内に空気が残らないように、水道水を満タンに入れ、フタをしっかり閉めましょう。
- 直射日光を避け常温(20℃)で約3日間、冷蔵庫では約1週間保存可能です。
- 水を使用するときは、直接口をつけずに使いましょう。

ここで注意! 凍らせた水や浄水器を通した水は、塩素が除去されているため保存に不向きです。備蓄には水道水を使用しましょう。



この資料の作成元



豊中市保健所

〒561-0881 豊中市中塚原4丁目11番1号
TEL:06-6152-7321 FAX:06-6152-7328

